

春の火災予防運動

実施中です

2020年度全国統一防火標語

「その火事を防ぐあなたに金メダル」

この運動は、空気が乾燥して火災が発生しやすく、また強い風が吹くことが多い春を迎えるにあたり、市民の皆さん一人ひとりに防火意識の高揚を図っていただき、火災のない明るい街づくりの推進を目的とするものです。



令和3年
3月1日月～7日目

千葉市消防局・千葉市消防団

千葉市防火協会 千葉市防火管理者協議会 千葉市危険物安全協会

千葉市千葉港沿岸地区防災協議会 千葉市消防設備協会 公益財団法人千葉市防災普及公社

千葉市住宅防火対策推進協議会 千葉市少年女性防火委員会



消防訓練を実施する際は、努めて、「新しい生活様式」を踏まえた以下のような感染防止対策を講じてください。

- 「3密」(密集・密接・密閉)を回避する
- 訓練参加者は症状がなくてもマスクを着用する
- 風邪症状がある者の参加は控える
- 可能な範囲で身体的距離(努めて1m)を確保する
- その他事業所の実態に応じた感染防止対策を講じる

動画や資料を活用した消防訓練についてもご検討ください。



消火訓練 消火器の使い方



通報訓練 通報のポイント



避難訓練 避難誘導のポイント



火災事例 再現実験



消毒用アルコールを使用する事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の対策等で、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。また、消毒用アルコールの備蓄を考えている方も多いことから、いくつかの注意点についてお知らせします。

消毒用アルコールとは

消毒用アルコールのうち、消防法上の危険物(アルコール類)に該当するものは次のとおりです。

- 重さで考えたときの濃度(重量%, wt%)が、60%以上のもの
- 体積で考えたときの濃度(容量%, vol%)が、おおむね67%以上のもの

お使いの消毒用アルコールが消防法上のアルコール類に該当する場合、保管する量によってはあらかじめ消防署等へ手続きが必要となります。



表示例

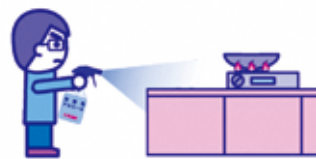
手続きが必要な消毒用アルコールの量について

消防署等へ手続きが必要となるアルコールの量は、次のとおりです。

消毒用アルコールの保管量と必要な手続き

消毒用アルコール(消防法上のアルコール類に該当するもの)の保管量	必要な手続き	届出等の提出先
400リットル以上	「危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書」による申請が必要	消防局 予防部指導課危険物係
80リットル以上 400リットル未満	「少量危険物の貯蔵・取扱い届出書」の提出が必要	各区の消防署 予防課予防係
80リットル未満	特になし(以下の「火災予防上の一般的な注意事項」を守ってください)	

火災予防上の一般的な注意事項



消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に「消毒用アルコール」や「火気厳禁」などの注意事項を記載してください。



消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



締め切った室内で多量の消毒用アルコールを噴霧したり、消毒用アルコールの容器詰替えを行うと、アルコールの可燃性蒸気が室内に滞留し、**火災発生の危険が高まります**。火気の使用は厳禁のうえ、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。

消毒用アルコールの危険性については
火災実験映像をご覧ください。



出火原因のトップは放火です!



令和2年中、千葉市内で204件の火災が発生しました。
出火原因別では、放火(疑いを含む)(36件)が最も多く、次いでたばこ(35件)、配線関係(23件)、こんろ(16件)の順となっております。



事業所・店舗の周囲や廊下・階段への可燃物放置、たばこの吸い殻等の不適切な処理、こんろの使用放置は、皆さんの事業所において重大な災害を起こしてしまう可能性があります。この機会にぜひ職場のみなさんで火災を起こさないためにはどうすれば良いかを話し合ってみてください!

ゴミは収集日に出しましょう。
放火されない環境づくりを!



消防署において火災予防運動中に実施する内容

千葉市では下記のことを重点的に実施します。

1 立入検査の実施

建物や危険物施設の火災危険と延焼拡大危険排除のため、防火・防災管理体制、消防用設備等の設置及び維持管理状況について立入検査を実施します。

2 防火普及啓発の実施

町内自治会が実施する防火・防災訓練等において、防火教育及び地域で実施する防火対策の重要性など防火意識の高揚を図ります。

3 広報活動の実施

ポスターの掲示や消防車両等による広報、ソーシャルメディアなど各種媒体を活用した広報活動を展開します。

※新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言の発令等により、実施内容を変更する場合があります。

火災予防に関するご相談は最寄りの消防署へ 消防局予防部予防課 ☎ 043-202-1613

■ 中央消防署 ☎ 043-202-1617

■ 花見川消防署 ☎ 043-259-2571

■ 稲毛消防署 ☎ 043-284-5144

■ 若葉消防署 ☎ 043-237-8041

■ 緑消防署 ☎ 043-292-6147

■ 美浜消防署 ☎ 043-279-0196

千葉市内の火災・災害発生情報は ☎ 043-223-1119 (消防テレホンサービス)

千葉市消防局ホームページアドレス : city.chiba.jp/fire/
E-mail アドレス : yobo.FPP@city.chiba.lg.jp



千葉市消防局

検索